

上甌自然公園キャンプ村使用料

※薩摩川内市上甌自然公園キャンプ村条例(平成16年条例第248号)より抜粋

別表第2 (第15条関係)

区分	使用料
バンガロー (4人用)	1棟当たり1泊につき 4,400円
バンガロー (6人用)	1棟当たり1泊につき 4,400円
バンガロー (12人用)	1棟当たり1泊につき 6,200円
エアコン	1時間につき 100円
台座付テント (6人用)	1張当たり1泊につき 2,000円
持込みテント	1人当たり1泊につき 200円
炊事用具セット	1セットにつき 360円
バーベキュー施設	1回につき 360円
バーベキューセット	1セットにつき 300円
温水シャワー	1回につき 100円
コインロッカー	1回につき 100円
テニスコート	1面当たり1時間につき 560円
テニスラケット	1本につき 200円
テニスボール	1セット当たり2個につき 50円
ゴーカート車	1周につき 200円

備考 使用時間の1時間未満は、1時間とみなす。

【使用料の減免について】

※平成16年規則第206号薩摩川内市上甌自然公園キャンプ村条例施行規則より抜粋
(使用料の減免等)

第7条 条例第16条の規定による使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、温水シャワー、コインロッカー及びゴーカート車の使用料は、この限りでない。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者が入所又は通所する福祉施設又は市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校若しくは義務教育学校の主催する活動又は教育課程に基づく学習活動において、当該施設の入所者又は児童等が使用する場合 使用料の5割の額を減額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合 市長が相当と認める額を減額又は免除